

令和8年度 湖西市保育施設利用調整指数表

〈基準点の考え方〉

- 申請書受付締切日までに提出された書類等により審査します。
- 利用調整は、次に定める「【1】基本指数」と「【2】調整指数」の合計値に基づき行います。
- 合計値が同点の場合は、「【3】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。
- 園の職員体制などによっては、必ずしも点数順の調整ができない場合があります。
- 転園の申込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

【1】基本指数(児童の保護者の状態)

区分A～Iのうち一番指数の高い細目を父母ともにひとつずつ適用します。

区分	類型		細目	父	母	
A	就 労 (就労内定を含む)		月 155 時間以上の就労を常態	20	20	
			月 150 時間以上の就労を常態	19	19	
			月 140 時間以上の就労を常態	17	17	
			月 120 時間以上の就労を常態	15	15	
			月 100 時間以上の就労を常態	13	13	
			月 80 時間以上の就労を常態	11	11	
			月 64 時間以上の就労を常態	9	9	
		内職等	内職等で月 64 時間以上の就労を常態	8	8	
B	妊娠・出産		出産予定月の前後 2 か月を含む計 5 か月以内		14	
C	疾病・障がい	疾病	1 か月以上の入院または常時病臥	20	20	
			居宅内療養 (1 か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断されている場合	16	16
				上記以外で通院加療を要し、保育が困難な場合	14	14
	障がい	身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の交付を受けている者で保育が困難な場合	20	20		
		身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている者で保育が困難な場合	18	18		
		身体障害者手帳 4 級の交付を受けている者で保育が困難な場合	14	14		
D	親族の介護・看護		病院等の指示により、1 か月以上の付き添いが必要	20	20	
			身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1～2 級を所持又は介護保険の介護認定 4～5 の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	16	16	
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 3 級を所持又は介護保険の介護認定 2～3 の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	13	13	
			上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	11	11	
E	災害		震災、風水害、火災などの災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	20	20	
F	求職		求職活動、起業準備の場合	7	7	
G	就学		国・県等設置の職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等に通学（※1 就労に準じる）	※1	※1	
H	虐待		虐待や DV のおそれがあると認められる場合	20	20	
I	不在等		死亡・離別・行方不明、拘禁等	20	20	

【2】調整指数

- 番号の1から12までに該当する調整要件を調整指数として基本指数に加点・減点します。
○同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		指数
1	世帯の状況	生活保護世帯	4
		ひとり親の状況＝親族等と同居していない世帯 (世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	10
		ひとり親の状況＝親族等と同居している世帯 (世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	6
		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	4
2	育児休業期間の終了※2		5
3	父母どちらかの1か月の就労日数 (就労日数の少ない方)	月20日以上就労	3
		月16日以上20日未満の就労	2
		月12日以上16日未満の就労	1
4	父母のどちらかが 保育士等	保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市内の特定教育・保育施設等に就労する場合	8
		保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市外の特定教育・保育施設等に就労する場合	1
5	きょうだい 利用中の園への 入園申込	すでにきょうだい(1人)が希望施設(保育部)を利用中の場合※3	6
		すでにきょうだい(2人以上)が希望施設(保育部)を利用中の場合※3	7
6	きょうだい 同時入園申込	きょうだい同時に申込み(2人)※4	2
		きょうだい同時に申込み(3人以上)※4	4
7	地域型保育事業所の卒園児		20
8	2歳児までを預かる事業所内保育施設(認可外)の卒園児		15
9	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合		8
10	保育料・給食費等に未納があり、督促状が通知されている、または納付相談が無い、納付誓約を履行していない場合		-3
11	入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障をきたすような行為を行った場合 (令和8年度中に辞退をした場合は同一年度と令和9年4月まで減点が適用)		-15
12	他市からの利用調整希望者(転入予定除く)		-20

※2 緊急一時預かり事業の利用に伴い育児休業を終了した場合、事業の利用中は適用する。

下の子が育休明け新規申込み、上の子が保育園・認定こども園(保育部)からの転園の場合に上の子には適用せず、幼稚園・認定こども園(幼稚園部)からの転園の場合は上の子にも適用

※3 認定こども園(幼稚園部)に在籍している児童のきょうだいの申込には適用しない。

※4 同時申込みをしたきょうだいのうち、内定しなかった子について、次月の調整からは適用しない。

【3】同点の場合の優先順位(転園申請の場合は下記9項目より下の順位となります)

指数の合計が同点の場合は、利用希望施設の順位を踏まえた上で、下表の判定項目の順に優先順位を決定します。

優先順位	判定項目(同指数者間で比較し、当てはまる時点で決定)
1	湖西市民
2	【1】基本指数が高い世帯
3	【1】基本指数の類型別に優先①災害 ②不在等 ③虐待・DV ④疾病 ⑤障がい ⑥就労 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
4	【2】調整指数の要件1『生活保護世帯・ひとり親世帯』の適用がある場合(親族と同居していない場合を優先)
5	【2】調整指数の要件5『きょうだい利用中の園への入園申込』の適用がある場合
6	希望する保育施設の希望順位が高い順
7	養育している小学校3年生以下の子どもの人数が多い世帯
8	保育料・給食費の算定市民税額の低い世帯
9	家庭状況を総合的に考慮し、より保育の必要性があると認められる申込児童

